

福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職等を余儀なくされた者を新たに雇用した農林水産業の事業主に対し、賃金を支援することで雇用機会を創出し、農林水産業における人材不足の解消を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 失業者とは、令和2年4月1日以降に離職等を余儀なくされた者とする。
- (2) 離職とは、次のいずれかに該当することをいう。
 - (ア) 事業主に直接雇用される労働者が、事業主の都合により解雇(解雇とみなされる雇止めを含む。)されること。
 - (イ) 事業主に直接雇用される労働者が、期間の定めのある労働契約の中途解除により離職をさせられること。
 - (ウ) 新規学校卒業者が採用の内定を取消しされること。
 - (エ) 労働者派遣契約により、派遣先事業主に役務の提供を行っている労働者が、当該事業主の都合による労働者派遣契約の中途解除により離職をさせられること。
- (3) 正規雇用労働者とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇(その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給携帯、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。)を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い労働者を含む。
- (4) 農林水産業の事業主とは、農業、林業、畜産業及び水産業を主たる事業とする事業主とする。

(事業主体)

第4条 補助金の交付の対象となる事業主体は、次の各号のいずれにも該当する農林水産

業の事業主（以下「事業主」という。）とする。

- （１）本市の区域内に主たる事業所を有している者
- （２）令和２年１０月１日から令和３年３月３１日までの日において、本市の区域内に住所を有する失業者（以下「対象労働者」という。）を正規雇用労働者として雇用した者
- （３）対象労働者を正規雇用として、１２か月以上継続雇用するもの
- （４）市税の滞納がない者
- （５）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）附則第２条に規定する任意適用事業の者
- （６）その他市長が特に認める者

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主については、対象事業主としない。

- （１）暴力団（福井市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条第１項に規定する暴力団をいう。）等反社会的勢力の構成員又は反社会勢力との関係を有する者
- （２）対象労働者を雇用した日（以下「雇用日」という。）の直前３年の間に、当該対象労働者を雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主又は出向、派遣、請負若しくは委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある者
- （３）雇用日の前日から過去１年間に、当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、関連性等からみて密接な関係にある者
- （４）対象労働者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は３親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である者
- （５）対象労働者に支払った賃金が本市の他の助成制度の対象で、その制度の助成を受けている者
- （６）その他市長が不相当と認める者

（対象事業）

第５条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、失業者を新たに採用した事業主に対し賃金を助成する事業とする。

（補助金の交付対象期間）

第６条 補助金の交付の対象となる期間は、雇用日の直後の賃金締切日の翌日から起算した最初の１２か月とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付対象期間に支払った労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において対象となる月毎に算出することとし、その額は、対象労働者1人につき、交付対象期間に支払った賃金の月額 $\frac{2}{3}$ に相当する額(この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額は、176,440円を超えないものとする。

(受給資格認定の申請)

第9条 補助金の受給資格認定を受けようとする者は、雇用日から2カ月以内に、福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金認定申請書(様式第1号。「資格認定申請書」という。)を市長に申請しなければならない。

2 資格認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象事業主の登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- (2) 対象事業主の市税の納税証明書
- (3) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(本人通知用)の写し
- (5) 対象労働者の住民票の写し
- (6) 内定を取り消されたことが分かる資料(内定取消通知書等)又は対象労働者の解雇等が確認できる書類(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者離職証明書、廃業届出済み証明書等)の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類のうち、他の方法により確認ができるものについては、添付を省略することができるものとする。

(受給資格の認定)

第10条 市長は、前条の申請のあったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるか審査し、適当と認めるときは、当該受給資格を認定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金受給資格認定書(様式第2号。以下「資格認定書」という。)により事業主体に通知するものとする。

(受給資格認定の変更)

第 1 1 条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者は、資格認定申請書の記載事項に変更が生じた場合、変更事項を記載した福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金認定変更承認申請書（様式第 3 号）に資格認定書の写し及び変更内容が確認できる書類を添え、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

3 市長は、第 1 項に規定する申請書が提出されたときは、その変更内容を審査し、適当と認められたとき、福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金受給資格認定変更承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(交付申請)

第 1 2 条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条第 1 項の規定により、交付対象期間の始めから起算して 1 月毎に、当該 1 月を経過した日から 3 月以内に福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金交付申請書（様式第 5 号）以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付対象期間が翌年度にわたる場合は、前項の規定における 1 月毎の対象期間が満了する締切日の属する年度で交付申請することとし、それぞれの年度において申請するものとする。

3 交付申請書には、次に掲げる各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該交付申請に係る対象労働者の出勤簿又はタイムカードの写し
- (2) 当該交付申請に係る対象労働者の賃金明細書又は賃金台帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 1 3 条 市長は、規則第 4 条の規定により、前条の申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるか審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定のより決定をしたときは、規則第 6 条の規定により福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号

のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付対象期間中に、要綱第4条の規定に合致しないことが明らかになったとき
- (2) 補助金の申請又は補助事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為、その他不適正な行いがあったとき
- (3) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定及び第11条により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)を交付決定事業者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第15条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは福井市農林水産業緊急雇用支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第11条の規定にかかわらず、要綱第12条の規定による申請をもって、規則第11条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第12条の規定にかかわらず、要綱第13条の規定による通知をもって、規則第12条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(交付請求)

第18条 要綱第13条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市農林水産業緊急雇用支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第19条 補助事業者は、要綱第14条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期限後に納付したときは、福井

市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により、延滞金を納付しなければならない。

（関係図書の保存等）

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。